

平成24年 教育委員会第4回定例会 会議録

日時 平成24年3月13日（火） 午後3時00分～午後4時22分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第6号』平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

【指導課】

- (1) 『議案第7号』幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令
- (2) 『議案第8号』指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令
- (3) 『議案第9号』千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第10号』千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第11号』千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第12号』千代田区立学校職員懲戒分限審査会規程の一部を改正する訓令
- (7) 『議案第13号』学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- (8) 『議案第14号』幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第15号』千代田区指定文化財の指定

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成24年 第1回区議会定例会報告

【子ども支援課】

- (1) 子ども・子育て新システムの基本制度について

【参事（子ども健康担当）】

- (1) 「中学生の健康に関するアンケート調査」結果

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会 懇談会の概要（2／14 九段小学校）

【図書・文化資源担当課】

- (1) 四番町図書館 リニューアルオープン

出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、いつものとおりですが、傍聴者から傍聴申請があった場合には、傍聴を許可することといたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、平成24年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日は、欠席はございません。

今回の署名委員は近藤委員をお願いいたします。

それで、日程第1、議案に入るわけですが、大変たくさん議案がありまして、特に指導課の部分につきましては8件ございますが、事務整理の都合上、指導課の議案につきましては、1番、2番は個別に説明をしてもらい、3番から8番までは一括説明をしてもらいたいというふうに、事務の整理上したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

いいですか、指導課長。

指導課長

はい。お願いします。

市川委員長

採決につきましては、1件1件、採決をしたいと思っております。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第6号』平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

指導課

- (1) 『議案第7号』幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令
- (2) 『議案第8号』指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令
- (3) 『議案第9号』千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第10号』千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第11号』千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第12号』千代田区立学校職員懲戒分限審査会規程の一部を改正する訓令
- (7) 『議案第13号』学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- (8) 『議案第14号』幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

図書・文化資源担当課

- (1) 『議案第15号』千代田区指定文化財の指定

市川委員長 | それでは、初めに議案第6号、平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長から説明をしてください。

子ども総務課長 | それでは、議案第6号、平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書につきましてご議決賜りたく、ご説明申し上げます。

本件、点検・評価につきましては、前回、前々回の当委員会におきましてご協議をいただいたところでございます。それを受けまして、今般、これまでいただきましたご議論、ご指摘を踏まえて、本日提案をさせていただいたところでございます。内容につきましては、大変恐縮でございますが、繰り返してまいりますので、省略とさせていただきます。

ご議決よろしく賜りますよう、お願い申し上げます。

報告は以上でございます。

市川委員長 | ということで、説明は省略というよりも、もう何回も聞いていらっしゃるでしょということなんだろうけど。ただ、何か委員さんのほうからご質問なりご意見なりございましたから、お願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 | それでは、議案でございますので、採決したいと思います。

本報告書について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございます。よって、千代田区教育委員会としての点検及び評価の報告書を、議案のとおり決定いたします。

次に、指導課からの分でございます。最初に申しあげましたように、議案の1及び2は個別に説明をお願いしたいと思います。どうぞ。

指導課長

それでは、幼稚園教育職員の旅費支給規程等の一部改正について、ご審議をお願いいたします。

今、委員長から仕切っていただきましたけれども、まずはじめに、8本の議案がございますけれども、まず第7号の議案について、説明をさせていただきます。

お手元の資料に概要版ということで、改正内容のポイントを整理させていただきましたが、その次頁にとじてあります、右肩に参考と示してあります「旅費の改正点について (H24.4~)」という資料をごらんください。

これは千代田区の職員の旅費に関する条例の改正点のまとめでございます。今日ご審議いただく規程、改正する規程のもとになっているものでございます。千代田区職員の旅費に関する条例の下に、それぞれ千代田区職員の旅費規程と、そして、区の職員の一部である行政系職員の旅費規程というものがぶら下がる形で構成されております。このもとになっております条例の、今回の改正のポイントでございますけれども、この参考資料の表の11番に、日当（近接地外）第24条という枠がございます。ここの部分が一番象徴している部分でございます。これまで旅費の日当については、職の等級に応じて、この表にありますように、5級以下は2,200円、7級、6級については2,600円、8級以上は3,000円というように、職の階層ごとにこの日当を定めておりましたけれども、今後4月からは一律に日当を定めるという条例改正がございます。それを受けて、幼稚園教育職員の旅費規程の整備をお願いするものでございます。一番最初に載せさせていただきました概要版をごらんいただきたいと思っております。議案7号の改正内容につきましては、これはまことにお恥ずかしいお話なのですが、平成23年4月1日に職の定義を副園長それから主任教諭を設置しておりますけれども、そのときに文言整理をすべきところが失念しておりました。今回、副園長と主任教諭の職の設置をすることを文言整理をさせていただくことが1つございます。そして、今、条例のほうで説明させていただきましたが、職務の級の規定が廃止になり、支給額を一律化するということで整備するものです。

そして、2番目に社会情勢の変化に伴い、意義の薄れた旅費を廃止するとありますのは、支度料等を廃止するというところでございます。例えば、国外への出張の際に、支度金等を措置しておりましたけれども、そういったものを、社会情勢をかんがみて廃止するというものでございます。また、その他にありますのは、宿泊料や食卓料の現物措置等々につきまして、日当等の一律化と同じような考え方で、宿泊料も一律化していくというものでござい

す。

議案7号についての説明は、以上でございます。

市川委員長 耳なれない言葉が出てきていると思うんですけれども、それも含めて、何かご質問があればお願いしたいと思います。

中川委員 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部ということなんですけれども、こども園ですと、保育士の方もいらっしゃいますよね。その方に対してはどうなっていますか。

指導課長 職の制度上は、幼稚園教諭についてはこの規程が適用されます。そして、保育士については、区の職員と同じ内容になります。区の職員の旅費を規定する規則がございまして、そちらで整理をするということになっております。

中川委員 はい。わかりました。

市川委員長 幼稚園の教員だけが、ちょっとそういう慣習から外れているわけですね。それで、毎度そういう改正なり何かの必要が起こったときに、幼稚園の部分だけはここで審議すると。そういうような形になっているんだと思います。それでいいんだね。

指導課長 はい、そうです。

市川委員長 ですから、ほかの事務職ももちろんですし、それから、保育園や幼稚園以外のところは、みんな区の職員としての規則で、済んでしまうと。

ほかにいかがでしょうか。支度料なんていうのは、古い時代の話ですね。外国へ赴任するときは、大変な金額——大変だったって、まあ、定額なんですけれども。そんなものが出ていたんですね。それを、時代がこういう時代だからやめましょうと。時代もさることながら、支度料を払って出張を命ずるなんていうことは、余り考えにくいんですけど。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件につきましては、ご質疑がないものとして採決をいたしたいと思います。

賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第7号を決定することといたします。次に議案第8号ですね。

指導課長 それでは、第7号に続きまして、第8号の審議をお願いいたします。第8号につきましては、指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令でございます。

先ほど職務の級の規定を廃止し、一律に日当等を支給するというところでご議決賜りましたけれども、この第7号が発生する以前は、行政職の給料表と指導主事の教育職給料表の整合をとると。指導主事の給料表の3級が行政職の給料表の何級に当たるかというようなことを規定している規則がございました。しかし、先ほどの第7号のご審議で、この級のとりやめをしましたの

で、あわせて、この指導主事の旅費支給規程につきましても廃止するというのがこの第8号の原案でございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

これも極めて実務的な、事務的なものでございますので、質問、ご意見と言われても困るかもわかりませんが、でも、何かご質問でもあればどうぞ。

近藤委員

なし。ありません。

市川委員長

本来こういうものは、何というんですかね、これは訓令となっておりますけれども、実務的に教育長かなんかに権限を委任して、それで決めればよろしいという、事務的な話なんです。ということだったんですけれども、事務局で調べてもらいましたら。法律が改正して、もう3年ぐらいたつんだそうですが、すべてこういうことは教育長に委任してはいけないと。教育委員会できちんと審議しろということがございましたので、極めて実務的な、事務的なことなんです、教育委員会で審議をする、議決をすると、こういうことになっているようでございます。

それでは、議案第8号につきまして、ただいま申し上げましたようなことでございますので、採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第8号を決定することといたします。

次の議案第9号、千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則から、議案第14号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令までの6件の議案でございますが、初めに申し上げましたようにそれぞれ関連があり、事務整理の都合もございまして、取りまとめて取り扱うことにいたします。そういうことで、指導課長から続けて説明願います。

指導課長

それでは、議案9号から14号まで、6本の議案について説明をさせていただきます。

このことは、平成23年4月1日に副園長を設置したことに伴いまして、文言整理をするものでございますが、関係の機関との調整に時間を要し、本日の提案になっております。

先ほど委員長からご説明ありましたが、極めて事務手続、事務的なお話でございまして、これまで「教頭」と呼称していた職を「副園長」と呼びますということで文言整理をするものでございます。

9号につきましては、パーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部改正であります。

10号につきましては、幼稚園の管理職の業績評価に関する規則でございます。

11号は、幼稚園教員の人事考課に関する規則でございます。

12号につきましては、区立学校教育職員の懲戒分限審査会の規程に関する

訓令でございます。

13号につきましては、学校職員の出勤簿の整理規程に関する訓令でございます。

14号については、幼稚園の教員の通勤手当の支給規程の訓令でございますが、いずれもこの規則・規程の訓令の中で表記されている「教頭等」の文言を、「副園長等」に整理するという内容でございます。

説明は以上でございます。

市川委員長 お聞き及びのとおり、文言の整理と言ったほうが良いのかもわかりませんが、そういった関係の訓令及び規則を改正すると、こういうことでございますので。

何かご質問があればお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、これも当初に申し上げましたが、採決につきましては、1件1件お願いをしたいと思います。

それでは、まず議案第9号につきまして採決をいたしたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第9号を説明のとおり決定することといたします。

次に議案第10号について、採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第10号を決定することといたします。

次に議案第11号でございます。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第11号を決定することといたします。

次に議案第12号でございます。

12号につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第12号を決定することといたします。

次に議案第13号について、採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 議案第13号については、全員賛成でございますので、説明のとおり、議案第13号を決定することといたします。

一番最後でございますが、最後に議案第14号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令につきまして、採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、議案第14号を説明のとおり決定をいたします。

以上で、指導課からの議案につきましては、決定を終わりました。

次に、議案第15号、千代田区指定文化財の指定につきまして、図書・文化資源担当課長から説明をしてください。

図書・文化資源担当課長

前回の教育委員会においてご協議いただきました、平成24年度の千代田区指定文化財につきまして、本日は議案という形で提出させていただいて、ご審議いただくものであります。

平成24年度の千代田区指定文化財としましては、震災記念の碑と井澤彌總兵衛墓碑の2件を、新たな指定物件として指定するというものでございます。

震災記念の碑は、駿河台三丁目にありまして、周辺住民が関東大震災のときの境遇とか、東京商工学校から受けたいろいろな恩恵に対して謝恩の意を込めて建てたものであり、関東大震災の記憶を伝える貴重な資料として指定するものでございます。

井澤彌總兵衛の墓碑につきましては、関東周辺において用水路の開削や新田開発に尽力した歴史的人物に関する貴重な資料として、今回、指定をするものでございます。

平成24年度は、この2件につきまして、新たに指定したいと思います。これまで64件の千代田区指定文化財がありますので、この2件を加えまして66件の指定文化財があるということになります。

ご説明は以上です。

市川委員長

これは、前回の当委員会で協議をいたしました案件でございます。

何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特にないようでございますので、議案第15号につきまして、採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございます。議案第15号を、説明のとおり決定いたします。

以上で議案は終了いたしました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成24年 第1回区議会定例会報告

子ども支援課

(1) 子ども・子育て新システムの基本制度について

参事（子ども健康担当）

（１）「中学生の健康に関するアンケート調査」結果

市川委員長

次に日程第２、報告に入りたいと思います。

初めに、子ども総務課長から報告をお願いします。

子ども総務課長

それでは、お手元に予算特別委員会での主な質疑事項というA4横表の資料があるかと思えます。それを用いながら、今定例会の予算審議についての概要をご報告申し上げます。

まず、1ページ目をごらんください。4番目でございます。教育委員についてという質問が林委員からありました。質問の内容は、1点は、教育委員の報酬の積算は、改正後の制度を用いたのか。これはどういうことかと申しますと、行政委員の報酬の改正につきまして、当委員会でもご議決いただいたところございまして、これが今議会で議案となっております。その議案の審査の結果、実は今会期では議決に至らず、審議未了というように聞いております。ですから、この行政委員の報酬についてはまだ議決がなっていないというように聞いております。しかし、予算立ては報酬が成立する前提で組んだものですから、どういう形で教育委員の報酬は計算したのかという質問でありました。答弁としては、12月までの9カ月間は従前の例に倣った計算、そして、25年1月以降は新制度という形での計算・積算をしておるといふ答弁をしたところでございます。

また、この報酬の見直しについて、教育委員会、教育委員の意見はどうだったか、また、大阪における教育委員会の議論について話題となったことがあったかといった質問がありました。前段の報酬に関しては、特にご意見はなかったとお答えいたしました。行政委員の報酬に関する検討委員会の状況についての情報提供を差し上げ、特段のご議論はなかった旨、報告いたしました。また、教育委員会というのは一般的に世間と隔絶しているのではないか、国や都や他団体のことが話題にならないのは関心がないのではないかといった質問がありましたが、そういうことではなくて、個人での知識習得や視察など、さまざまな形で精力的に活動いただいていると。また、教育資料の充実その他、委員からの要望や提案も数多くあるということで、お答えしております。

そして、教育委員みずからがご自身の考え方を講演するような場を設けないのかといったご質問もありました。これにつきましては、個人的な見解を個別に伝えるということについては、現段階では適当ではないというふうにご認識しておりますので、そういったことの予定はないというふうなお答えをしております。

それでは、おめくりいただきたいと思えます。事項として9番、10番で、九段小学校施設整備の検討状況について、高澤委員と林委員からありました。ここでご案内のとおり、平成23年度からこの改築計画についての準備行為をしておりますが、今後どういう形で検討を進めていくのかというようご

質問でございます。答弁は、整備手法については、その建物を残すスタイル、あるいは外形だけ残すスタイル、いろんなさまざまな手法を探りながらやっていく。あるいは、この施設改築にあわせて、幼稚園だけではなくて保育園等の併設も検討しているのか、学童クラブについてはどうかといったことについても、それにつきましても、そういうさまざまな可能性を含めた形での検討をこれから地域の意見を伺いながら検討していくと。何よりも子どもの教育環境の向上というのが教育委員会としては大事なことでありますので、そういう考えのもとに改築計画を進めていくと、そういった答弁をしたところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、3ページ目、14番、15番で、スクールライフ・サポーターについてのご質問が、大串委員、飯島委員、林委員からありました。スクールライフ・サポーターという名称が、警察OBなどによるスクールサポーターと似通っているのではないかとといったご指摘がありましたけれども、全く趣旨が違い、心の教育について、さまざまな形で、外部の方々のご助力をいただいてやっておるといったお答えをいたしました。そして、24年度のスクールライフ・サポーターの募集について、予算案が可決されていないのに既に3月5日付の広報紙のスクールライフ・サポーターの募集を行うというのは、議会軽視ではないかと。議決前に募集を行うのは、議決権を逸脱しているのではないかとといったご質問がありましたが、それについては、この職員募集というのは、事業を円滑に行うための準備行為でありますので、それはもう、このスクールライフ・サポーターに限らず、区政といいますか役所の仕事、さまざまな分野で行っておるところでありますので、それはご理解いただきたいと、そういったお答えをしたところでございます。

1枚送って、5ページをごらんください。5ページの27番、幼稚園給食につきまして、飯島委員から質問がありました。本来的に、幼稚園では給食は出ないんですが、幼稚園給食ということでの確認であります。これは、昌平幼保一体施設のものかということ、保護者の負担はどうなっているか、放射能対策でお弁当の持参ということも可能かどうかといったお尋ねでありました。

答弁は、指摘のとおり、これは昌平幼保一体施設の給食であると回答し、この給食につきましては、こども園の給食費を参考としたということ。そして、弁当の持参の可否については、これはその施設の長が判断するというところで、弁当を持参する方については、月単位で給食費の徴収はしないという、そういった旨のお答えをしたところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして6ページ、家庭的保育事業につきまして、岩佐委員と飯島委員から質問がありました。家庭的保育事業については、職員配置が少ないのではないかとといったこと、また、対象者はどんな子どもなのか、正規の保育園をつくるべきではないか。従事される方々の労働条件は適正なものかどうかといったご質問がございました。これにつきまし

ては、適切な、必要なカリキュラムを経て児童・家庭支援センターが認定いたしました資格のある方々をきちんと配置していきますよと。こういった方々が対象となるのかということ、集団の保育になじまないようなお子さんを対象とするような形。そして、施設はどういうものを考えているかということにつきましては、区の低未利用の施設を使つての整備というのも視野に入っていると。さまざまな施設的な保育にはなじめない子について、保護者の方の選択肢の幅を広げるといふ意味で、家庭的保育もこれから充実していきたいと、そういった答弁をしてきたところでございます。

おめくりいただきまして、7ページでございます。36番、児童館施設の日曜開放につきまして、飯島委員からご質問がありました。この児童館施設の日曜開放について、この事業をやっているのにもかかわらず、区の事務事業概要に掲載がないのはなぜか、また、利用が多いのに予算が減っているのは拡充しないのかといった質問がございました。これは定期的な実施となっていないため、事務事業概要の記載ができなかったということ。そして、人的な配置についても、これからはご理解いただくような形を含めて拡充に向けて検討していくと。そういった答弁をしたところでございます。

そして、8ページをおめくりください。8ページの総括審議とありますのは、3月の7日、8日、先週の水・木曜日でございますが、総括審議がございました。その中で、5件ほど子ども・教育部にかかわる質問がありました。一部、分科会審査に重なるところがありまして、その中で4番、地域特性の把握として施設整備についてということで、小枝委員から質問がありました。これは、今、出張所の地区ごとに、人口の増加の傾向が異なってくると。であるならば、地域の増加傾向を押さえながら住宅整備の誘導をしたらどうか。また、学校の統廃合というのは今の時点で考えているかどうかといった質問がございました。こちらの答弁は区長がしたのですが、出張所別の人口把握というのは、実際のところ困難であると。また、一般的に、学校、小学校というのは、1学年2クラスが適当な規模というふうに認識していると。そういった答弁をしたところでございます。

さまざま、39件、分科会審査で39件のご質問について、すべてご説明すればよろしいんでしょうけども、時間の関係もありますので、その他につきましては、また後ほどごらんいただきまして、またこの場で気のついたところがありましたらご質問いただければと思います。

報告は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

まあ、議会で実際にあったやりとりですから、何を聞かれたのかというようなことが主なことになるんだろうと思います。そういう点から1つ、37番に「経費をコスト調査を元に回答」と、こうありますわね。これはどうなんですか、直営、指定管理者、業務委託で、表かなんか出して、説明したんで

すか。

子ども支援課長 いえ。こちらは、ご質問にお答えしたような形ですので……

市川委員長 どういうふうになっているんですか。金額というか、一人当たり。

子ども支援課長 人件費については、総額で申し上げたところなんですけれども、この保育園の非常勤の保育士と派遣の保育士の総体の金額ということで、24年度予算ベースで約3億4,000万円ということをお答えいたしましたけれども。

市川委員長 個別に、この3種別に答えたわけではないんですか。直営、指定管理……

子ども支援課長 そうですね。この、区が、特に区営の場合は——公設の場合はどういった形態があるのかといったところで、直営があり、指定管理者があり、業務委託があると。こういった形態が公設の種類といったところは、形態のことでお答えしました。

市川委員長 ちょっとこれを見ると、経費がもし安いんだっただらば、何ですか、直営にすべきじゃないかみたいな。

子ども支援課長 ただ、一人当たりのコストで比較しますと、区営、区立の場合、お一人当たり237万のうち、一部助成等がありますので、お一人当たり約210万円程度のコストがかかっています。私立の場合は、コスト的にはお一人その7～8割程度、約170万ぐらいというふうに試算しているということで、どちらかという、民営園のほうがコスト的には安いといったお答えをしたところで

中川委員 今の問題にちょっと関係してくるんですが、最後、総括のほうの5番なんですけれども、新制度では民間企業が施設運営で収益が上がった場合にはこれを配当に当てるのが可能なのかとかいうふうに書いてありますけど、この考え方は、どうなんでしょう。これは、民営、企業の配当にはなるのかもしれないけど、区のほうでやっている事業に配当という言葉が出て来るのはわかりません。

子ども支援課長 今現在、私立の認可保育所1カ所、あと認証保育所8カ所、23年度はございまして、そこに国と東京都経由で補助金が入る形。認証保育所については直営でやっておりますけれども、ただその補助金等を使って運営しているその運営については、決算の中で、今現在は、その保育事業にすべて使っているというような決算報告をいただいて——まあ、アスクについては23年度開設ですので——このような形になっております。認証保育所も、補助金とそのままほかのものに転用するというような、今の段階では制度としてはないんですけれども、この新システムについて、今後、制限はつけるといったところはあるんですが、その辺、若干緩和していくといったところもあるので、ちょっと詳細はまだ、細目が出ていませんので、不明なところです。

中川委員 だから、その新システムというのがちょっとわからないんですが、ただですね、こちらの民間企業の利益が上がるか上がらないかは、行政としては関係ないことですよ、考えてみれば。私たちは、保育に対して委託をお願いしているわけで、それがうまくいけば良いことで、何でこういうふう、利益が上がったらこれを配当に当てるのかという質問が出るのでしょうか。そ

これは企業の問題であって、ここで何で出てくるのかなと思って、ちょっとわからなかったんです。

次世代育成担当部長

私のほうから補足をさせていただきます

実は、後ほど、この次にご説明させていただきますが、子ども・子育て新システムというのがここ数年来議論されていまして、この新システムの検討会の委員に、株式会社で保育園を経営されている社長さんが入られています。

保育園の運営は、8割方、補助金です。その補助金を使って配当に回すのは一応禁じられています。それを緩和してくれとおっしゃったんです。それをとらえて、これは飯島議員のご質問ですけれども、新システムが導入されたときのことをおっしゃっていたんです。

いわゆる公務員の身分の保育士と民間の保育士さん、実は給与の格差がございます。以前は、東京都レベルでも格差是正のための補助金がありました。これを民改費といいます。これは配当に回すことが禁じられています。直接、職員処遇のために充てなさいという趣旨の補助金でございます。新システムの中でも、こういう制度を引き続き残すと言っています。要するに、配当に回してはいけない補助金として、直接、子どもなり職員なりに使うのは、その目的に沿って使いなさいということです。そこを、何かこう、過剰反応という言い過ぎかもしれませんが、何でもかんでも配当に回せるんじゃないかというようなことをご質問されたということです。それは明らかに違うわけです。当然これは区の補助金もそうですが、補助金ですので、当然補助目的に沿った使い方をする。これが当たり前の話なので、その点は新システムでも変わりませんという形でご答弁させていただきました。

市川委員長
中川委員

よろしいですね。

それともう一つ、まだ議会が開会中ですが、保育園の、新設保育園の問題に対しての経緯ですが、まだ途中の答弁でしょうか。どこできちんと決まるのか。

子ども施設課長

保育園は、麴町保育園関連でしたっけ。5ページの29番に（仮称）麴町地域認可保育所の整備ということで、ご質問いただきました。これは林委員からですけれども、24年度予算の予算計上というのは、保育園のハード的な規模だとか、しつらえだとか、その辺の検討経費を計上しております。去年までは、実際の旧園舎の解体経費であるとか、新園舎の設計経費であるとか、そういったものを計上していたんですが、今回は検討経費なので、区のこれまでの考え方を断念したことなんですかというようなご質問でした。私どもとしては、今、この間もご説明差し上げましたけれども、議会の中間の報告でも、地域に丁寧に説明しろよと。模型とか図面とか、そういうものをつくって、地域に入って早く説明しなさいというようなまとめもありましたので、まず第1番目は、その辺のいろんなパターンの説明をして、どのぐらいの高さの建物が建つのかとか、おひさま広場はどのぐらい残せるのかとか、複数案を考えて、それをたたき台として地域に説明に伺って、ご理解をいた

だこうという趣旨で予算の計上の方法を変えたということでご説明しました。それ以上のお話というのはなかったんですけども、現在、26年度の完成・開設を目指すということで説明していますので、現段階ではそこはまだ訂正していないものですから、そこは変わっていないんですけども、現実問題、これからまた、そういったものが引き続き検討が行われるようであれば、どこかでスケジュールも見直さなければいけないというふうに考えています。

市川委員長

他によろしゅうございますか。

それでは、平成24年第1回定例会の報告について終わりました、次に行きたいと思います。

次は、子ども・子育て新システムの基本制度についてですか。お願いします。

子ども支援課長

それでは、子ども支援課資料によりまして、子ども・子育て新システムに関する基本制度について、ご報告申し上げます。

去る3月2日に、国の少子化社会対策会議におきまして、子ども・子育て新システムに関する基本制度及び子ども・子育て新システム法案骨子が決定されました。今後、国会で法改正が行われ、平成25年に施行される予定と聞いてございます。なお、この基本制度、法案骨子については、もう一冊別紙冊子で、参考にお手元に資料として提出させていただいてございます。

この新システムについての改正につきましては、我が国における就学前の教育・保育制度を抜本的に改革するものでございます。千代田区でも、保育供給全体に大きな影響を及ぼすと予想されてございます。従来の我が国の就学前の教育・保育制度では、幼稚園、保育園、認定こども園の3類型がございました。一方、法案骨子として決定された学校の基本制度によりますと、就学前の教育・保育施設等については、ポイントが3点ございます。資料をごらんいただきたいと思います。

まず1つ目として、市町村、都道府県、国の役割でございますけれども、国におきましては新システムの制度設計を行うということです。都道府県につきましては、必要な助言・援助を行って、広域的な対応を図るといったところで、我々市区町村におきましては、新システムの実施主体といったところで、それを担保するための市町村新システムの事業計画、まあ、仮称でございますが、これを策定するといったところが明確になっているといったところではございます。

2番目のポイントでございますけれども、真ん中のラインになります。給付設計といったところでは、大きく分けまして、1つ目としては、個人に対する子ども・子育て支援給付、こちらも仮称でございますが、その中身は、現行でもございます子ども手当が引き続き子どものための手当、これは名称がどうなるかわからないんですけども、こちらが個人に対する給付として残るといったところでは、2番目がこども園給付。これも仮称でございまして、こういったものがございまして、3つ目が地域型保育給付。こちら

も仮称でございますが、内容的には、家庭的保育事業ですね、こういったものがこちらに含まれます。

2つ目が、この市区町村が行う事業として、法定で位置づけられるといったところで、子ども・子育て支援事業。こちらも仮称でございます。例えば、延長保育事業、病児・病後児保育事業、これはもう既に実施はしてございますが、法律上これが給付事業という形で位置づけられるといったところでございます。

3つ目が、右側になりますけれども、幼保一体化といったところが大きなポイントでございます。基本的な考え方、目的については、1、2、3にあるとおりでございます。具体的な内容でございますけれども、2つございまして、給付システムの一体化と施設の一体化といったところなんです。この施設の一体化について、総合こども園、仮称でございますが、こういったものをつくっていく、創設していくといったところが大きな点でございます。

このうち最大の論点となると思われるのがこの幼保一体化でございます。図2をごらんいただきたいと思っております。下の図2でございます。従来の、全国約2万3,000カ所ある認可保育所は、今後3年をかけて総合こども園に移行させる方針となっております。総合こども園に移行しない認可保育所は、0歳から2歳のみを対象とする、いわゆる保育型こども園となる予定でございます。したがって、0～5歳児の現行の認可保育所は、制度上なくなるといったところでございます。

また、従来の幼稚園につきましては、幼稚園としてそのまま残る存続する形態のほか、総合こども園、あと、いわゆる幼稚園型こども園の3つの選択肢から選ぶこととなります。総合こども園に政策誘導するといったところを聞き及んでございます。

現在、千代田区が進めてございます昌平幼保一体施設や千代田幼保一体施設のように、給食調理設備等の問題はありますが、定員に余裕のある3歳以上児を対象とする幼稚園に、長時間保育課程を設け、3歳から5歳児の総合こども園とすることは、比較的容易と考えられるために、区立幼稚園に長時間保育課程を設けて総合こども園とする可能性は考えられます。

一方、幼稚園に0歳から2歳児の保育機能を設けることにつきましては、保育室の数等の問題もございまして、事実上難しいのではないかと考えております。

今後の保育供給計画等を抜本的に見直す予定が出てまいりまして、子ども・教育部としての今後本件につきまして、法改正の動向を注視していかなくてはならないといった大きな制度改革といったところでございます。

報告は以上でございます。

説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたら発言をお願いしたいと思います。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

市川委員長

それでは、次に行きたいと思いますが、清古参事から、中学生の健康に関するアンケート調査の結果をお願いしたいと思います。

参事(子ども健康担当)

中学生の健康に関するアンケート調査について、ご報告をします。これにつきましては、まず別紙3をごらんください。一番後ろにつけておりますけれども、今年度、千代田区におきまして、健康千代田21という健康増進計画を改定しております、全体にわたります健康づくりの計画ですけれども、それについての指標の一覧表になっております。

分野が項目ごとに分かれておりまして、この中で、たばことアルコールについて、今まで未成年の指標というものの数字が今までありませんでした。その関係で今回学校に協力していただいて、中学生の知識について調査をさせていただいたということでございます。

最初にまた戻っていただきまして、今回、1月末から2月の中旬まで、3校の中学生全員に対してご協力いただいております。無記名で簡単なA4一枚の全般にわたるアンケート調査になっております。回収率は約9割ぐらいになっております。その結果ですけれども、それは次の別紙——別紙1が調査票でございます。それから別紙2がその調査結果でございます、問1ですけれども、自分の健康状態をどのように思っていますかということでは、「とても良い」が大体2割、「まあ良い」が6割ということで、8割の方が「良い」と思っていることとなります。それから、あとは男女別ですとか学年別にグラフを示しております。

それから、問2が、スポーツや運動をしていますかということでは、男子生徒のほうがスポーツや運動している割合が多いということがわかりました。

それから、その次の問3では、「スポーツや運動をするのは楽しいですか」ということでは、「楽しい」というお子さんのほうが、回答が多くなっています。

それから、次の、「朝食を食べていますか」では、ほとんどの方が、千代田区は食べておりますけれども、ちょっと、3年生になるとちょっと少し、朝が忙しくなっているようでございます。

問5が、誰かと食事をしていますかということで、「家族そろって」が大体3割。「家族の誰かと」ということを含めると、かなりたくさんの方がだれかと食事をしているということで、それ以外の方が一人で食事をしているという状況です。

それから、問6が睡眠状況ということで、何時ぐらいに寝ますかということを知りましたところが、学年が上がるにつれて、「12時以降」ということが、夜遅く寝る方が増えているということがわかっています。

それから、問7、生活習慣が心身の健康に関係していることを知っているかということでは、かなりの方が知っていらっしゃいました。

それから、問8が今回の飲酒に関係する、「未成年がお酒を飲むと健康に害があると思いますか」ということでは、「大いにある」、「多少ある」を

合わせまして、多くの方がそういったことについては、知識としては知っておりますけれども、女子生徒より男子生徒のほうが、「大いにある」ということにちょっと少なめになっておりました。

それから、問9はたばこのことですが、これは家族でたばこを吸っている人は、具体的に3割ぐらいの方がいらっしゃるということです。

それから、問10は、これも喫煙に関係ある項目ですけれども、「たばこを吸うと健康に害があると思いますか」ということでは、知識としてはほとんどの方が既に知っているということは、よくわかりました。

それから、その次の問11ですけれども、心の健康ということで、ふだん相談できる人がいるかということでは、女子生徒のほうが、そういった相談をできる方がいるということはありません。

それから、どんなことを健康のために心がけているかということで聞いていまして、結構毎日、ご飯を食べるだとか、疲れたときは早く寝るだとか、その辺はよくわかっているようでございました。その結果を、別紙3のほうに取り入れまして、領域の3番目の「たばこ」のところの「たばこの害を正しく知ろう」というところで、「たばこを吸うと健康に害があることを知っている中学生の割合」で、ほとんど98.6%が知っているということは、それを100%にしようですとか、「アルコール」のところの2番目の「未成年者がお酒を飲むと健康に害があることを知っている中学生の割合」は92%ですけれども、それを100%にしようとか、その辺が今回得たデータということです。

今回、参考にした、全体のこの健康千代田21の指標ですけれども、食育とか運動とか、あとは歯の健康とか、そういったものも含めて、総合的な健康になっておりまして、これを24年度から区民に周知したりとか、それぞれ、これらの数字をよくするための施策につなげたいと思っております。

以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたけれども、何かご質問等ございますれば、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

ちょっと聞きたいんですけどね、お酒に関しては、学年別に「大いに害がある」というのは差があるんですよ。問の8ですか。ところが、たばこについては、「大いに害がある」というふうには、学年別に差がないですね。

参事(子ども健康担当)

はい。

市川委員長

何ですかね。

参事(子ども健康担当)

まあ、どうなんでしょうか。そういった……

市川委員長

いわく言いがたしですか。いや、別に結構です。

本当は逆のような気がするんですけどね。それとも、たばこを吸っている人が、周りにもいるということですかね、これは。

参事(子ども健康担当)

たばこは大分未成年の喫煙率が減っていると聞いています。やはり、携帯のほうに結構お金がかかりますので、そちらが優先になっていますので、昔に比べれば、たばこと未成年の喫煙率は、いろんな研究調査があるのです

が、減ってはきていると聞いていますけれども、お酒のほうは、結構割と、身近なところで打ち上げとか、そういった機会が増えてくるのかなということが、ちょっと考えられます。今回は知識として知っているかということで聞いております。

市川委員長

すみません、つまらないことを聞きました。

いやあ、僕の昔の感覚で言うと、お酒というのは、割合とこう、お正月であるとかお祭りであるとかって、自分たちも、本当は飲んじゃいけないんだろうけど飲むような、ふうに勧められる機会が多いじゃないですか。多かったですよね、昔は。お祭りでも何でも。ただ、たばこは、やっぱり、お祭りであってもお正月であっても、勧める親って——親はもちろんでしょうけども、青年団の何とかとか、いや役員さんが勧めるということはなくて、そんなようなことが関係するのかなと。つまり、酒に対しては、飲むと大変よというようなお母さんが多いのに、たばこは少ないのかなという感じがしたんですけどね。学年の進行に伴わないということは。

参事(子ども健康担当)

お酒のほうは日本は結構寛容でして、結構、勧められたきっかけは家族からというのは結構多いようなんですけども、たばこについては、結構健康との関係が大分もう周知されてきているからではないかなと思っておりますけれども。それに期待したい部分ですが、20代の喫煙率はなかなか減りませんので、それもちょっとまだ課題になっていますけど。

市川委員長

すみません。要らざることをお聞きしましたので。

中川委員

今後の方向性ということで、これから必要に応じて支援として専門家を配置するというふうに書いてあるんですけども、この別紙3のこれをもとに、来年度はどのようなことを重点的にやろうと思っていच्छるのか。

参事(子ども健康担当)

現行の出前講座というのをちょっと充実する予定でございます。いろんな講師派遣ですとか、いろんな図書の紹介ですとか、あと、いろんな取り組みについて、学校や保護者、地域などと連携して、気楽に健康について専門の先生のお話を聞いたり、そういったことで健康に関心を持ってもらいたいと思っています。

中川委員

それで、この3の中で、例えば栄養指導とか身体活動、運動とかたばことかアルコールとか、いろいろお話に出てきますが、この中、こういう中で何を中心にしたとかいうのはありますか。

参事(子ども健康担当)

これが重点事項でこれだけ挙げていまして、特に、この問題だけではなくて、全般なんですけれども、たばこ対策ということでは、たばこをやめた人を支援するような事業で予算づけをしたり、禁煙支援事業というのを立ち上げるんですけども、そういうことですか、あとは、がんについても、まだまだ多いですので、がんについて、もっと自分の体をよく知ろうということでは、そういった出前講座だとか、そういった普及啓発ですね。それから、歯科についても最近いろんなことがわかってきまして、もっと自分でケアしていきましょうということでも重点に挙げております。心の健康でも、自殺のこともありまして、これも重点ということで、大きく4つぐらいが重

中川委員 点ということで、これで行きたいなと思っております。

中川委員 この中に、あんまり出てきていないんですけども、薬の害とか、それから性交渉の低年齢化とか、そういうのも入ってくると思うんですけども、その辺に対しては、出前講座など考えていらっしゃいますか。

参事(子ども健康担当) ここには入っていないですけど、HIV感染予防についてとか、その辺についても取り入れ、ほかの事業でやっておりますので、いろんなことを全般的に含めて、いろんな出前講座のメニューをつかって、こういうことができるということをもっとわかりやすく示して、気軽に申し込んでもらえるような仕組みをつかっていきたいなと思っております。

市川委員長 よろしいですか。

中川委員 はい。

市川委員長 本件につきまして、ほかにご発言はございませんか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 移動教育委員会 懇談会の概要(2/14 九段小学校)

図書・文化資源担当課

(1) 四番町図書館 リニューアルオープン

市川委員長 それでは、予定していた案件は以上なんですが、その他報告事項として、子ども総務課長、どうぞ。

子ども総務課長 それでは、お手元に、「教育委員とスクールライフ・サポーター、学校長との懇談会(概要)」という資料があるかと思います。これは去る2月14日、九段小学校に教育委員の皆様方ご視察の際に、このスクールライフ・サポーターの方、学校関係者そして教育委員さんとの意見交換をした際の記録を記載したものでございます。内容につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

報告は以上であります。

市川委員長 ほかにも。どうぞ。

図書・文化資源担当課長 区立四番町図書館のリニューアルオープンについて、口頭でご報告させていただきます。

四番町図書館は、併設する四番町歴史民俗資料館の日比谷図書文化館への移転に伴いまして、1階全体を図書館として活用するということで、子育て機能の充実と老朽化設備の更新を図るため、昨年11月6日から設備改修工事を行ってまいりました。工事のほうは、計画どおり2月末で終わりました。現在は備品の搬入と、あと図書の再配置を行っております。作業も順調に進んでおりますので、小学校が春休みに入る3月23日の金曜日にリニューアルオープンすることとなりました。

これまでと違いまして、今までは一般閲覧コーナーの隣に児童コーナーが

隣接していましたので、お子さん同士とか親子で声を出して本を読むと、大人から静かにしろという声が上がって、こそこそと、ひそひそとやっていたんですけれども、今度は独立した児童室をつくりましたので、しかも、広さも今までの児童コーナーの倍の広さになりましたので、今度は声を出して児童が読書できる環境だと思っております。

休館中は、千代田図書館の子ども室のほうに、かなり親子連れでいらっしゃっている方がおりましたので、四番町が休館なので千代田のほうに来ているのかなと思っておりましたが、新しく四番町図書館がリニューアルオープンしますので、多くの方にぜひ利用していただきたいと思っています。

市川委員長

ほかにございませんでしょうか。特になければ、教育委員さんのほうからどうぞ。

中川委員

手短に3点。

まず、この間のスクールライフ・サポーターとの懇談資料をいただいているんですけども、あるスクールライフ・サポーターの方が、区立の小学校にお子さんが通っていて、今回スクールライフ・サポーターになったら、学校の先生方がこんなに一生懸命やってくださっているということがすごくよくわかって、今まで見えないところが見えているということをおっしゃっていました。それが1つ。

あと、先程、議会報告の中で、予算の問題でまだ予算が決まっていないのにスクールライフ・サポーターを募集するかという議員の質問があり、なぜ早くするのか、その答弁も記載されておりました。それに関連して、発達支援のことなんですけども、これから入ってくるお子さんに対しては、どういうふうにしたらいいかということを考えて、新学期の様子をみて配置をしなきゃいけないと思うんですけど、在学中で、学年が上がっていくお子さんは、すぐにでも続けて支援をしてあげたほうが良いわけですよね。だけど、そういうお子さんにも、支援体制がやっぱり予算の関係とか配置の問題や何かで、5月の連休明けになっちゃうと聞いています。学年が上がるお子さんに対しては、4月からもうやっていただけないかという声が結構多いので、何とかできないかと思うんですけど。

指導課長

今の委員からご指摘の件は、学習生活支援員の配置のことだと思いますけれども、学校を通して保護者の皆様には、1年間の状況を見きわめて再配置するという事で基本的な考え方をお伝えいたしております。と申しますのは、限られた予算の中で効果的に配置していくということ、そしてまた、子どもたちの変容もございますので、子どもの状況、学校の状況を加味して現在作業しております。今年ついたから来年もつきますよという、そういう考え方ではなくて、各学校に設置する校内委員会でスクールカウンセラー等の見立てですとか教員の見立て、巡回相談員の専門家の意見も加味して検討していただいたものを私ども事務局に提出いただきまして、またそれをもとに指導主事が現場を確認し、優先度の高いところから人員配置をしていくということで、進めています。就学相談等で新入生の状況も私も掌握はしており

ますけども、就学相談を受けなかったお子さんの状況も、今、追跡調査しているところでございます。それから、その学習生活支援員をつける、配置することが条件で通常学級に在籍するとなりますと、適正就学との関係で必ずしも好ましい状態ではございませんので、その辺も配慮しながら、学校側には、今、委員がおっしゃっていただいたようなスケジュールを示しておりますけれども、なるべく早くは配置できるように準備を進めさせていただいております。ただ、学校も、「今年つけてくれたから来年もつけるでしょ」という声も学校から多数いただいておりますけれども、全体の状況を見て、必要度の高い学級、学校から配置をさせていただきたいと考えております。

中川委員 学校だけじゃなくて、園にも進級していく子たちもいるわけで、園のほうも一緒に考えていただきたい。

指導課長 はい。幼稚園等々も含めて、同様の考え方で対応してまいります。

中川委員 ごめんなさい、もう一点だけ。

この間、雅楽教室に初めて参加させていただいたんですが、千代田区の子どもたちは、ああいう環境にあって幸せだなということを思ったのと同時に、今、雅楽や何かの後継者がなかなかいないけれど、あの教室をきっかけに雅楽の世界に入ろうという生徒が、あの中から出てくれたら良いなと思っていられる方もいるというお話も聞いたんですけども、例えば神田一橋中学に雅楽部というんですか、そんなようなものをつくって、学校の特色にするとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと。後継者育成みたいなことを考えるんでしたら。地元だから良いんじゃないかなというふうに、ちらっと思ったんですけど。

指導課長 今いただいた委員からのお話に正対し切れないとは思いますが、当初、雅楽教室については、宮内庁楽部の特段のご配慮で、特別に、非公式な形で、本区の中学生をご招待いただいた経緯がございます。全国的にも、コンサートというんでしょうか、何というんでしょうか、演奏会にお出ましになるようですけども、そのお忙しい間を縫ってのご提供ということで、当初、中学校3年生が進路が決まりました後に時間を有効活用するというところで、ふだんでは体験できない活動を教育課程に位置づけて実施しておりました。ところが、やはり先方様のご意向として、後継者の発掘につなげたいというご要望があり、なかなか教育課程の中で3年生から他学年に動かすことは困難だったのですが、数年かけて現在の形になっております。

部活動等で雅楽に親しむ、取り組ませるということは、千代田区ならではの地域性を生かした特色にはなるかと思っておりますけれども、専門性の高い方、限られた方にご指導をいただくような形になるかと思っております。それを宮内庁楽部の方にお問い合わせするのは、ちょっと心苦しいかなと思っております。今の現状のサービスをしていただくだけでも、かなりのご高配を賜っているという状況でして、また、私は全然そういう素養がないのですが、聞くところによると、中学校2・3年の時間の中で、週数回でああいった楽器が演奏できるまで高めるには、相当の時間が必要というふうに伺っております、中学

校の部活動の内容として、時間がそれだけ割けるかどうかというのも、課題かなとは思っております。

市川委員長 難しいですね。音が出るだけでもね。

中川委員 そうですね。

市川委員長 それから、一子相伝みたいなこともあるんでしょ。何か東儀さんという若手の人が有名になっちゃったんだから、いかにもこう、何というか、楽器も高いのはわかるけども、その辺で売っているんでしょ、みたいな話があつて。そんなことないんですね、あれ。ですから、いろいろ難しい点はあるんでしょな、きっと。

よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 ほかにないようでしたら、予定された案件は終わりましたので、本日の定例会を閉会いたします。